

許可基準

- 1 知事は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、店舗ごとに、指定医薬品以外の動物用医薬品の品目を指定して動物用特例店舗販売業の許可を与えることができる。
- 2 動物用医薬品特例店舗販売業の指定品目は、それぞれ別表第一に掲げる薬効用途別分類、有効成分及び効能効果の範囲に該当するものであって、かつ、次の各号に適合するものとする。
 - (1) 一般に薬理作用が緩和であり、かつ、蓄積性又は習慣性がないこと。
 - (2) 経時変化が起りやすくないものであること。
 - (3) 剤型、用法及び用量等からみて、一般にその使用方法が容易であること。
 - (4) 容器又は被包が壊れやすく、又は破れやすいものでないこと。
- 3 蚕用消毒剤、蚕用ホルモン剤は都道府県が開催したこれらの蚕用医薬品の取扱いについての講習を受講した者に限り指定する。
- 4 抗原虫剤、駆虫剤、殺虫剤・防虫剤、畜舎消毒剤等のうち使用上の注意として休薬期間の設定されているものの指定を受けるには、その取扱いの講習会を受講しなければならない。
- 5 一店舗あたりの指定品目数は30品目以内とする

別表第1

特例店舗販売業の取扱品目

〔内用剤〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
健胃消化剤 整腸剤	アクリノール、アセンヤク、アニス実、アミノ安息香酸エチル、アミラーゼ、アロエ、ウイキョウ、塩化ナトリウム、エンメイソウ、オウゴン、オウバク、オウレン、ガジュツ、カクコン、カルボキシメチルセルロース、カンフル、グアヤコール、クエン酸、クレオソート、ケイ酸アルミニウム(カオリン)、ケイヒ、ケンゴシ、ゲンチアナ、ゲンノショウコ、ゴバイシ、コロソバ、コンズランゴ、サフラン、酸化マグネシウム、サンザシ、サンショウ、ジアスターゼ、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、シャクヤク、ショウキョウ、ショウズク、人工カルルス塩、水酸化アルミニウム、セルラーゼ、センキュウ、センブリ、タイソウ、ダイオウ、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、胆汁酸、タンニン酸、タンニン酸アルブミン、チョウジ、沈降炭酸カルシウム、テトラガストリン、テトラゼ、トウガラシ、トウヒ、動物胆、納豆菌、ニガキ、ニクズク、乳酸菌、ニンジン、ハッカ、バンクレアチン、ハンゲ、プロテオリクイフアーゼ、ペプシン、ベルベリン、ホミカ、ボレイ、ミヤエント、ミヤラクト、宮入菌、モッコウ、薬用炭、酪酸菌、リパーゼ、リュウキョウ、硫酸銅、硫酸ナトリウム、リン酸二水素カルシウム、リン酸二水素ナトリウム、ロートコン又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	胃腸炎、過食、食滞、食欲不振、消化不良、消化器衰弱、消化器潰瘍、飼料中毒、下痢、腸内異常発酵、痲痛等
消泡剤	アセチルケン酸トリブチル、シリコン樹脂、ソルビタンモノオレート、ポリソルベート80又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	鼓脹症等
下剤	アロエ、アントラキノン、グリセリン、人工カルルス塩、センナ、ダイオウ、ヒマシ油、フェノバリン、ポリエチレングリコール、硫酸ナトリウム、硫酸マグネシウム又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	食滞、便秘、疝痛、飼料中毒等
抗原虫剤	2-アセトアミノ-5-ニトロチアゾール、アンプロリウム、4.5イミダゾールジカルボキサマイド(グリカマイド)、エトパベート、3.5-ジニトロベンツアマイド、テトラメチルチウラムダイサルファイド(デチオン)、ナイカルバジン、ナイチアサイド又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	コクシジウム症、黒頭病、ヘキサミタ症の予防及び治療、ロイコチトゾーン病の抑制等
駆虫剤	アレコリン、オキシクロザニド、カイニン酸、カマラ、ザクロヒ、サントニン、ジクロロフェン、トリブロムサラシ、パーベンダゾール、ピペラジン、ピランテル、プラジクアンテル、マクリ、モランテル又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	回虫、鉤虫(十二指腸虫を含む)、糸虫、肺虫、毛様虫胃虫、糸状虫、毛細線虫、盲腸虫、腸結節虫、円虫、盲腸虫、糞線虫、吸虫、鞭虫等
解熱・鎮痛・消炎剤 鎮咳・去たん剤	アセチルサリチル酸、アセチルサリチル酸カルシウム、アミノピリン、オウバク、オンジ、カフェイン、カンゾウ、キキョウ、キョウニン、ケイヒ、サイコ、サリチル酸フェニール、スルピリン、ピラピタル、フェナセチン又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	気管支炎、鼻炎、肺炎、感冒、その他の発熱性疾患、去たん、鎮咳等
保健強壯剤 栄養剤	アスコルビン酸(ビタミンC)、アスパラギン酸カリウム、アミノ酸、イノシトール、ウコン、エルゴカルシフェロール(ビタミンD2)、果糖、肝臓末、肝油、グリセロリン酸カルシウム、グルクロン酸、グルコン酸、グルコン酸カルシウム、グルタチオン、クロストリジウム菌、血液粉末、酵母、コリン、コレカルシフェロール(ビタミンD3)、シアノコバラミン(ビタミンB12)、硝酸チアミン、セレン、炭酸カルシウム、胆汁酸、チアミン(ビタミンB1)、沈降炭酸カルシウム、デキストラン鉄、糖密、トコフェロール(ビタミンE)、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、乳酸菌、ニョウ素水素酸、ニンジン、ニンニク、ハチミツ、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンK4、ピリドキシン(ビタミンB6)、ピロリン酸第二鉄、ブドウ糖、プロピオン酸カルシウム、プロピレングリコール、ボレイ、ミネラル類、メナジオン(ビタミンK3)、葉酸、ヨウ素塩ヨードカゼイン、酪酸菌、リボフラビン(ビタミンB2)、リン酸水素カルシウム、リン酸二水素カルシウム又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に用いる。)	虚弱、貧血、卵殻異常、アシドーシス、発育不良、骨軟症、くる病、発育促進、ビタミン欠乏症、ミネラル欠乏症、補血強壯、授乳期妊娠期の栄養補給、食欲不振、産卵率孵化率の低下防止、育雛率の向上、羽毛障害の防止、繁殖泌乳障害、中毒、産前産後起立不能、運動障害、肝障害、下痢時の脱水症状、消化器疾患、消化器衰弱、ケトージス、受胎率受精率の改善等
利尿剤	ウラジロガシ、塩化アンモニウム、コレカルシフェロール(ビタミンD3)、炭酸カルシウム、ビタミンA、硫酸コバルト、リン酸カルシウム又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	尿石症の治療及び予防等

〔外用〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
鎮痛・鎮痒・収敏・消炎剤(火傷・外傷・凍傷治)	アミノ安息香酸エチル、安息香酸、アンモニア、イオウ、イクタモール、ウンデシレン酸、エフェドリン、オウバク、カルシフェロール、カンフル、肝油、グアヤコール、酢酸アルミニウム、酢	消炎、鎮痛、鎮痒、打撲、関節炎、筋炎、神経炎、腱炎、腱鞘炎、靭帯炎、捻挫、気管支

療剤を含む。)	酸鉛、サリチル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛(亜鉛華)、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、センキュウ、ダイオウ、テレピン油、トウガラシ、ハッカ、ビタミンA、フェノール、木タール、ユーカリ油、ヨウ素、ロートコン又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	カタル、肺炎、乳房炎皮膚炎、火傷、外傷、凍傷、滯熱部の冷却等
皮膚消毒剤 乳頭消毒剤 化膿性疾患治療剤 湿疹皮膚炎治療剤 皮膚保護剤 皮膚洗浄剤	アクリノール、アミノ安息香酸エチル、イオウ、イソプロピルアルコール、エタノール、塩化ベンザルコニウム、塩酸クロルヘキシジン、オキシドール、オリーブ油、カンフル、肝油、逆性石けん、グルコン酸クロルヘキシジン、クレゾール、サリチル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛(亜鉛華)、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、次没食子酸ビスマス、トウガラシ、トコフェロール(ビタミンE)、二硫化セレン、ノノキシノールヨード、ビタミンA、フェノール、ポピドンヨード、メチレンブルー、木タール、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨードホルム又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	外傷、潰瘍、化膿、湿疹、凍傷、火傷脂漏、非特異性皮膚炎による皮膚の残屑の除去・症状の緩和、皮膚真菌症、皮膚糸状菌症、じんま疹、アレルギー性皮膚炎、掻痒性皮膚炎、乳房及び乳頭の保護・殺菌・消炎、乳房炎の予防、皮膚及び被毛の殺菌・消臭、趾間ふらん、蹄又ふらん等
寄生性皮膚疾患治療剤(溶剤を含む。)	アクリノール、アレスリン、イオウ、イクタモール、ウンデシレン酸、塩化ベンザルコニウム、カルシフェロール、逆性石けん、サリチル酸、サリチル酸フェニル、酸化亜鉛(亜鉛華)、ジフェンヒドラミン、二硫化セレン、ビタミンA、ピレトリン、フェノール、メチレンブルー、ヨウ素又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	毛のう虫、疥癬、ノミ、シラミ、一般寄生性皮膚炎、湿疹等
止血剤	塩基性硫酸第二鉄、塩化アンモニウム、塩化アルミニウム、硫酸銅又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	止血等
点眼剤	エフェドリン、塩酸ナファゾリン、グリチルリチン酸ジカリウム、ホウ酸、マレイン酸クロルフェニラミン、硫酸亜鉛又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	結膜炎、結膜充血、角膜炎、眼瞼炎、外傷性眼炎等

〔観賞魚用薬浴〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
観賞魚用外皮殺菌消毒剤	アクリノール、アクリフラビン、イオウ、塩化ナトリウム、オキソリン酸、グアヤコール、クロルヘキシジン、スルファジメトキシム、チオ硫酸ナトリウム、トリクロロホン(メトリホナート)、ニトロフラゾン、ニトロフラン、ニフルスチレン酸、マラカイトグリーン、メチレンブルー又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	観賞魚の外傷、エロモナス感染症(赤斑病、立鱗病尾ぐされ病、穴あき病、スレ病)、カラムナリス病(鯛腐れ、尾腐れ、口腐れ)、その他の細菌性感染症、スレ、白点病、ミズカビ病等
観賞魚用外部寄生虫駆除剤	トリクロロホン(メトリホナート)又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	イカリムシ症、アルグルス症(ウオジラミ症、チョウ症)等

〔蚕用剤〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
蚕用禁忌剤	ハッカ油又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	自然上療法に適用される熟蚕上廠の促進等蚕室及び蚕具の消毒、こうじかびの予防、硬化病の予防等
蚕用殺菌消毒剤	クロロタロニル、サリチル酸、酸化エチレン、フェノール又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	
蚕用ホルモン剤	20-ヒドロキシエクジソン、メトブレン又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	蚕の熟化の斉一化、五齢経過の延長による繭重・繭層重の増加等

〔殺虫剤及び防虫〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
殺虫剤 防虫剤	アレスリン(ピナミン)、エトフェンプロックス、カーバメイト、カルバリル、ジクロルボス、ジョチュウギク、シロマジシ、スミスリン(フェントリン)、テトラクロロピリンボス、テフルペンズロン、トリクロロホン(メトリホナート)、トリフルムロン、ピペロニルブトキサイド、ピレトリン、フェントロチオン、フタルスリン、プロチオホス、プロボクスール、プロモプロピラート、ベルメトリン、レスメトリン又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	ダニ、ノミ、シラミ、ハエ成虫、ハ工幼虫(ウジ)、カ成虫、カ幼虫(ボウフラ)、サシバエ、ワクモ、トリサシダニ、ハジラミ、アブ、ハムシ、ブユ、その他の吸血昆虫、蜜蜂寄生ダニ(ミツバチヘギイタダニ)等の駆除
水産用殺虫剤 水産用防虫剤	クロルヘキシジン、トリクロロホン(メトリホナート)、フェントリン又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	イカリムシ、アルグルス(ウオジラミ、チョウ)等の駆除

〔畜舎消毒〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
畜舎消毒剤	アルキルジアミノエチルグリシン、アルキルトルエン、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、塩化トリメチルアンモニウムメチレン、塩化ベンザルコニウム、オルソジクロロベンゼン、クレゾール、ジフルベンズロン、二塩素イソシアヌール酸、ポリアルキルポリアミノエチルグリシン、ポリオキシエチレンアルキルフェノールエーテル、ポリオクチルポ	畜・鶏舎及びその設備の殺菌・消毒踏込槽の消毒、畜産用器具の消毒、家畜診療・繁殖用器械の消毒、1鶏コクシジウムオーシストの消毒等

リアミノエチルグリシン、ポリヘキサメチレンピグアナイド、ヨウ素又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)

[簡易診断]

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
乳汁検査薬	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、フェノールレッド、ブロームクレゾールパープル、ブロムチモールブルー、ラウリル硫酸ナトリウム又はそれらに類似する薬理作用を有する成分	乳房炎の診断等

注) 有効成分の欄中「又はそれらに類似する薬理作用を有する成分」とあるのは、同欄に掲げる成分の塩類、誘導体、分子化合物、抽出物又は漢方配合成分であって、当該成分と同程度の効能を有するもの

一部改正10